

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

また、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、1730者程度が見込まれる。

令和6年12月3日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 大阪国道事務所長 志々田 武幸

1. 業務概要

(1) 業務名 R7大阪国道事務所工務課積算技術業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、大阪国道事務所工務課における道路に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表 (数量計算書)、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、発注者における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1工事毎 (以下「個別業務」という) の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び数量総括表 (数量計算書) の作成
- 3) 積算資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力 (データリストの作成)
- 5) 工事件数は4件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から、競争参加資格確認申請書等を

提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、入札説明書に定める留意点（評価テーマ）を踏まえた技術提案を行うこととする。

(5) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1 式

2) 積算資料 1 式

3) 積算データ（記録媒体 CD 等）

4) 打合せ記録簿

(6) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

(7) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。

(8) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(9) 発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

(10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、下記 2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記 2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。なお、令和 7 年 4 月 1 日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度当該希望業種に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４．（２）２）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

2-2. 設計共同体

上記2-1.（1）から（9）（ただし、上記2-1.（8）については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和6年11月29日付け近畿地方整備局長）に示すところにより、近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札の時までに受けているものであること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他分任支出負担行為担当官に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。１）については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であつて、イからニまでに掲げる者に準ずる者

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－４．競争参加資格確認申請者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件

- ・ 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・ 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日まで下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- ・ 「資本面・人事面で関係がある」とは、次の１）又は２）に該当するもの

をいう。

- 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書を入札説明書の様式-11、11別紙にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評価がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、1件以上の実績を有すること。

なお、設計共同体にあっては、構成員のうちのいずれかの企業が、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評価がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

実績として認める業務

国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（1）、公共工事品質確保技術者（2）又は発注者が認めた同等の資格を有する

者

- ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。)において、1件以上の実績を有すること(照査技術者として従事した業務は実績として認めない。)。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)の場合は実績として認めない。
- ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下、「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

1) 同種業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務(類する業務を含む)、公物管理補助業務(類する業務を含む)

2) 類似業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

※(類する業務を含む)とは、公益民間企業等が発注する発注者支援業務又は公物管理補助業務と同等の業務内容の業務

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了までに、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。なお、受注者(競争参加資格確認申請書の提出者)と直接的雇用関係にあることを証明する資料(入札説明書の様式-12)を添付すること。

(4) 手持ち業務量

配置予定管理技術者は、令和7年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)が5億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担

当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を
含む。)として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。なお、
複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数(注1)で除し、
当該年度の履行月数を乗じた金額とする。また設計共同体として受注した
業務の場合は、総契約金額に出資比率(注2)を乗じた金額とする。

注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月を
ひと月として算定する。

注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負
金額とする。なお、出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、
総契約金額(当該年度分)とする。

ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える業務においては、
令和7年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建
設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除
く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合に
は、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を
10件未満から5件未満にするものとする。

なお、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわた
る債務負担(翌債)(財政法第43条の3)により、履行期間を延長して
前年度から当該年度に繰越を行ったもの(事故繰越し(財政法第42条た
だし書き))を行った業務は除く。)は手持ち業務に含まない。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億
円、件数で10件(令和7年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省
の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係
るものを除く。))で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合
には契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場
合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履
行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理
技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代さ
せる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であ
っても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定し
ている配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所(業務対
象事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名につ
いては、資格を満たす必要はない。

- ・ 技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
- ・ 一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理
技士
- ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級

土木技術者又は土木学会 2 級土木技術者

- ・ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(2)又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
- ・ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

2-7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引きを実施し、落札者を決定する。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の満点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記A、B、C、Dの評価項目毎及び本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、Eの評価項目

を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- A 配置予定技術者の経験及び能力
- B 実施方針
- C 技術提案
- D 賃上げの実施
- E 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (Aに係る評価点) + (Dに係る加点) + (技術提案評価点) × (Eの評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (Bに係る評価点) + (Cに係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10

近畿地方整備局 総務事務センター 大阪分室

電話：072-843-6591

Mail：kkk-osaka-soumujimu@mlit.go.jp

(2) 入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること。）。

交付期間は、公告日から令和6年12月18日（水）までのうち行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から18時00分まで（最終日は、12時00分まで）とする。ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R等）を下記申込先に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記申込先にあらかじめ申し出ること。

- 1) 交付期間：公告日から令和6年12月18日（水）までのうち、休日を除く毎日9時30分から16時30分まで（最終日は、12時00分まで）とする。

2) 申込先及び交付場所：

〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10

近畿地方整備局 総務事務センター 大阪分室

電話：072-843-6591

Mail：kkk-osaka-soumujimu@mlit.go.jp

- 3) 交付申込期限：令和6年12月18日（水） 12時00分まで

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- 1) 提出期間：公告日から令和6年12月18日（水）までの休日を除く毎日、8時30分から18時00分まで（最終日は、12時00分まで）。
なお、紙により持参する場合は、9時30分から16時30分

まで。（最終日は１２時００分まで）

２）提出先（紙により持参、郵送等による場合）：上記（１）に同じ

３）提出方法：技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送等により提出すること。

（４）競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

１）実施方法：電話による

２）実施期間：令和６年１２月１９日（木）から令和７年１月６日（月）

３）ヒアリング時間：別途連絡

４）ヒアリング対象者：配置予定管理技術者

５）ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

（５）競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果通知は令和７年１月１４日（火）を予定する。

（６）入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること（郵送又はＦＡＸによる提出は認めない）。

１）電子入札システムによる入札の締め切りは、令和７年１月３１日（金）
１２時００分

２）紙により持参の場合は、令和７年１月３１日（金）１２時００分

３）開札は、令和７年２月３日（月）１１時３０分 近畿地方整備局 大阪国道事務所 入札室にて行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金 免除

２）契約保証金 免除

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続における交渉の有無 無

（５）契約書作成の要否 要

（６）関連情報を入手するための照会窓口 上記４．（１）に同じ。

（７）当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は当該業務発注者の発

注する工事の入札に参加することができない。

- ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。

- １）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- （８）上記２．２-１（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の申請をしていない単体企業又は一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の申請をしていない単体企業を構成員に含む設計共同体も、上記４．（３）により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、定期受付の申請が完了し、かつ、競争参加資格確認を受けていなければならない。
- （９）本業務は、令和７年４月１日から履行を開始するものとする。
- 本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は令和７年４月１日とする。
- なお、本業務は、令和７年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、当該業務にかかる令和７年度支出負担行為計画示達日が令和７年４月２日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- （１０）予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。
- （１１）履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- （１２）詳細は入札説明書による。

以 上